

第2章 2以上の県にわたる水防事務

栃木県との協定事項

「栃木県と茨城県の水防事務の協力に関する協定（平成30年3月30日締結）」に基づき、流域がまたがる河川又は洪水等による被害が及ぶ河川（対象河川 22ページ）における情報伝達方法は以下のとおりとする。

- 1 洪水予報，水防警報は，電子メール，ファクシミリ等により伝達する。
- 2 雨量，水位情報は，それぞれのホームページや国機関等の水防情報関係のホームページ等のいずれかに掲載するものとし，それぞれがインターネット回線を利用して容易に確認できる方法とする。
- 3 その他，水防事務に必要な情報は，情報内容を考慮し，適切な方法を用いて交換する。

埼玉県との協定事項

利根川栗橋流域水防事務組合のうち茨城県猿島郡五霞町については，埼玉県水防計画に基づき水防を実施するものとし，水防業務の一切を埼玉県知事に委任する。

千葉県との協定事項

- 1 千葉県へ飛地となっている茨城県取手市小堀に対する水防指令通報等は，千葉県水防計画に基づき千葉県知事からの指令通報等によって水防を実施するものとする。
- 2 茨城県へ飛地となっている千葉県香取市石納に対する水防指令通報等は，茨城県水防計画に基づき茨城県知事からの指令通報等によって水防を実施するものとする。
- 3 利根川筋の千葉，茨城両県の飛地（千葉県香取市石納，茨城県取手市小堀）に対する水防上の指令は，次により隣接市町村を経て通報するものとする。

(1) 水防指令を香取市石納へ連絡する場合

指令伝達通報者及び受報者	連絡電話
茨城県土木部河川課長	国土交通省専用 83-765-4489 029-301-1111(代表) 内線 4488, 4489 029-301-4490 (水防担当直通) 029-301-1367 (水防本部直通)
↓	
〃 竜ヶ崎工事事務所長	(0297) 65-3411
↓	
〃 稲敷市長	(029) 892-2000
↓	
香取市消防団佐原第2支団第1分団第9部長（石納）	(0478) 52-4111（佐原消防署）
香取市消防団佐原第2支団第1分団第10部長（野間谷原）	(0478) 52-4111（佐原消防署）

(2) 水防指令を取手市小堀へ連絡する場合

指令伝達通報者及び受報者	連絡電話
千葉県県土整備部河川環境課長	国土交通省専用 83-704-7346 (043) 223-3156 ※水防担当連絡受付
↓	
〃 柏土木事務所長	(04) 7167-1201
↓	
〃 我孫子市長	(04) 7185-1111
↓	
茨城県取手市 市政協力委員 〃 小堀自主防災会会長	(昼間) (0297) 74-2141 (取手市役所安全安心対策課) (夜間) (0297) 74-0119 (取手消防署)